

## 中国第4回専利法改正速報

2020年10月17日に第13期全人代第22回会議「中華人民共和国専利法」の改正に関する決定が採択され、2021年6月1日から施行されることになった。

現行専利法と今回の第4回改正法との改正箇所の対照表は次のとおりである。

## 現行法と改正法との対照表

現行の専利法	改正法
<p>第2条 この法律にいう発明創造とは発明、考案、意匠をいう。</p> <p>発明とは、製品、方法又はその改善に対して提案される新たな技術方案をいう。</p> <p>考案とは、物品の形状、構造又はその結合に対して提案され、実用に適した新たな技術方案をいう。</p> <p>意匠とは、物品の形状、模様又はそれらの結合並びに色彩と形状、模様の結合について提案された美感に富み、かつ工業的応用に適した新たなデザインをいう。</p>	<p>第2条 この法律にいう発明創造とは発明、考案、意匠をいう。</p> <p>発明とは、製品、方法又はその改善に対して提案される新たな技術方案をいう。</p> <p>考案とは、物品の形状、構造又はその結合に対して提案され、実用に適した新たな技術方案をいう。</p> <p>意匠とは、物品の<u>全体又は部分的な</u>形状、模様又はそれらの結合並びに色彩と形状、模様の結合について提案された美感に富み、かつ工業的応用に適した新たなデザインをいう。</p>
<p>第6条 所属単位の任務を遂行し、又は主として所属単位の物質、技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造について、専利を出願する権利は当該単位の帰属し、出願が許可された場合は、当該単位の専利権者となる。</p> <p>非職務発明創造について、専利を出願する権利は発明者又は創作者に帰属し、出願が許可された場合、当該発明者又は創作者が専利権者となる。</p> <p>所属単位の物質、技術条件を利用して完成した発明創造について、単位と発明者又は創作者とが契約を締結し、専利を出願する権利及び専利権の帰属について約定がある場合は、その約定に従う。</p>	<p>第6条 所属単位の任務を遂行し、又は主として所属単位の物質、技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造について、専利を出願する権利は当該単位の帰属し、出願が許可された場合は、当該単位の専利権者となる。</p> <p><u>当該単位はその職務発明創造に係る専利を申請する権利及び専利権を、法に依り処分することができ、関連する発明創造の実施と運用を促進させる。</u></p> <p>非職務発明創造について、専利を出願する権利は発明者又は創作者に帰属し、出願が許可された場合、当該発明者又は創作者が専利権者となる。</p> <p>所属単位の物質、技術条件を利用して完成した発明創造について、単位と発明者又は創作者とが契約を締結し、専利を出願する権利及び専利権の帰属について約定がある場合は、その約定に従う。</p>
第14条 ⇒第49条に移動	
第16条 専利権が付与された単位は、職務発明創	第 <del>15</del> 条 専利権が付与された単位は、職務発明創

<p>造の発明者又は創作者に対し奨励を与えなければならない。発明創造専利が実施された後、その普及、応用の範囲及び得られた経済的効果及び収益に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与えなければならない。</p>	<p>造の発明者又は創作者に対し奨励を与えなければならない。発明創造専利が実施された後、その普及、応用の範囲及び得られた経済的効果及び収益に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与えなければならない。</p> <p><u>国は、専利権の付与された単位が、株式、オプション、配当などの形で財産権による激励を実施し、発明者又は設計者にイノベーションによる収益が合理的に分配されるようにすることを奨励する。</u></p>
	<p><u>第 20 条 専利出願及び専利権の行使は誠実信用の原則に従わなければならない。専利権を濫用して公共の利益又は他人の合法的な権益を損なってはならない。</u></p> <p><u>専利権を濫用して、競争を排除し又は制限して、独占行為を構成する場合は、「中華人民共和国独占禁止法」に基づいて処理する。</u></p>
<p>第 21 条 国務院専利行政部門及び専利復審委員会は、客観的で、公正で、正確で、迅速の要求に従い、法に依り関連する専利出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は、専利情報を、完全で、正確に、遅滞なく公表し、専利公報を定期的に発行しなければならない。</p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>	<p>第 21 条 国務院専利行政部門<del>及び専利復審委員会</del>は、客観的で、公正で、正確で、迅速の要求に従い、法に依り関連する専利出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は、<u>専利情報の公共サービスシステムの構築を強化し</u>、専利情報を、完全で、正確に、遅滞なく公表し、<u>専利基礎データを提供し</u>、専利公報を定期的に発行し、<u>情報の伝播と利用を促進</u>しなければならない。</p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>
<p>第 24 条 専利出願に係る発明創造について、出願日前 6 月以内に、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(一) 中国政府が主催し又は承認した国際博覧会で初めて出品した場合</p> <p>(二) 所定の学会会議、又は技術会議で初めて発表した場合</p> <p>(三) 他人が出願人の同意を経ることなく、その内</p>	<p>第 24 条 専利出願に係る発明創造について、出願日前 6 月以内に、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(一) <u>国が緊急事態又は非常事態になった場合、公共利益の目的のために初めて公開された場合</u></p> <p><u>(二)</u> 中国政府が主催し又は承認した国際博覧会で初めて出品した場合</p> <p><u>(三)</u> 所定の学会会議、又は技術会議で初めて発</p>

<p>容を漏洩した場合</p>	<p>表した場合 <u>(四三)</u> 他人が出願人の同意を経ることなく、その内容を漏洩した場合</p>
<p>第 25 条 次に掲げる各号に該当する場合に専利権を付与しない。 (一) 科学的発見 (二) 知的活動の規則及び方法 (三) 疾病の診断及び治療方法 (四) 動物と植物の品種 (五) 原子核変換方法により得られた物質 (六) 平面印刷物の模様、色彩又は模様と色彩の結合によって作り出した主に標識として機能する意匠 前項第(四)号に掲げた製品の生産方法について、この法律の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>	<p>第 25 条 次に掲げる各号に該当する場合に専利権を付与しない。 (一) 科学的発見 (二) 知的活動の規則及び方法 (三) 疾病の診断及び治療方法 (四) 動物と植物の品種 (五) <u>原子核変換方法及び</u>原子核変換方法により得られた物質 (六) 平面印刷物の模様、色彩又は模様と色彩の結合によって作り出した主に標識として機能する意匠 前項第(四)号に掲げた製品の生産方法について、この法律の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>
<p>第 29 条 出願人が発明専利又は実用新案専利を外国に初めて出願した日から 12 月以内に、又は意匠専利を外国に初めて出願した日から 6 月以内に、また中国で同様の主題についてまた専利出願をする場合、当該外国と中国とが締結した協定又は共に加入している国際条約に基づき、又は優先権を相互に承認する原則に基づき、優先権を享有することができる。 出願人が発明又は実用新案を中国で初めて専利出願した日から 12 月以内に、国務院専利行政部門に同様の主題についてまた専利出願をする場合、優先権を享有することができる。</p>	<p>第 29 条 出願人が発明専利又は実用新案専利を外国に初めて出願した日から 12 月以内に、又は意匠専利を外国に初めて出願した日から 6 月以内に、中国で同様の主題についてまた専利出願をする場合、当該外国と中国とが締結した協定又は共に加入している国際条約に基づき、又は優先権を相互に承認する原則に基づき、優先権を享有することができる。 出願人が発明又は実用新案を中国で初めて専利出願した日から 12 月以内<u>又は意匠について中国で初めて出願した日から 6 月以内</u>に、国務院専利行政部門に同様の主題についてまた専利出願をする場合、優先権を享有することができる。</p>
<p>第 30 条 出願人が優先権を主張する場合、出願に際して書面による声明を提出しなければならず、かつ 3 月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。書面による声明が提出されておらず、又は期間を経過しても専利出願書類の副本が提出されていない場合は、優先権</p>	<p>第 30 条 <u>出願人が発明、実用新案専利優先権を主張する場合、出願に際して書面による声明を提出しなければならず、かつ最初に出願した日から 16 月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。</u> 出願人が<u>意匠専利</u>優先権を主張する場合、出願</p>

<p>が主張されていなかったものとみなす。</p>	<p>に際して書面による声明を提出しなければならない。かつ 3 月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。</p> <p><u>出願人が</u>書面による声明が提出されておらず、又は期間を経過しても専利出願書類の副本が提出されていない場合は、優先権が主張されていなかったものとみなす。</p>
<p>第 41 条 国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願人は国務院専利行政部門による拒絶査定に対して不服の場合、通知を受領した日から 3 月以内に、専利復審委員会に復審を請求することができる。専利復審委員会は復審の後に決定を行い、かつ専利出願人に通知する。</p> <p>専利出願人は専利復審委員会による復審決定に対して不服の場合、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>第 41 条 <del>国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。</del>専利出願人は国務院専利行政部門による拒絶査定に対して不服の場合、通知を受領した日から 3 月以内に、<u>国務院専利行政部門専利復審委員会</u>に復審を請求することができる。<u>国務院専利行政部門専利復審委員会</u>は復審の後に決定を行い、かつ専利出願人に通知する。</p> <p>専利出願人は<u>国務院専利行政部門専利復審委員会</u>による復審決定に対して不服の場合、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>
<p>第 42 条 発明専利権の存続期間は 20 年とし、実用新案専利権と意匠専利権の存続期間は 10 年とし、いずれも出願日から起算する。</p>	<p>第 42 条 発明専利権の存続期間は 20 年とし、実用新案専利権<u>と意匠専利権</u>の存続期間は 10 年とし、<u>意匠専利権の存続期間は 15 年とし</u>、いずれも出願日から起算する。</p> <p><u>発明専利の出願日から満 4 年で、かつ実体審査請求日から満 3 年後に発明専利権が付与された場合、国務院専利行政部門は、専利権者の請求により、発明専利の権利化の過程における不合理な遅延について、専利権の存続期間の補償を与えるものとする。ただし、出願人に起因する不合理な遅延はこの限りでない。</u></p> <p><u>新薬の上市の評価及び認可の審査のために時間を要した場合、中国での上市の許可を得た新薬に関連する発明専利に対して、国務院行政管理部門は、専利権者の請求により、存続期間の補償を与えるものとする。補償期間は、5 年を超えないものとし、新薬の許可の上市後の合計の専利権存続期間は 14 年を超えないものとする。</u></p>

<p>第 45 条 国務院専利行政部門が専利権の付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も、当該専利権の付与がこの法律の関連規定に適合していないと認めた場合は専利復審委員会に当該専利権の無効宣告を請求することができる。</p>	<p>第 45 条 国務院専利行政部門が専利権の付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も、当該専利権の付与がこの法律の関連規定に適合していないと認めた場合は<del>国務院専利行政部門</del><u>専利復審委員会</u>に当該専利権の無効宣告を請求することができる。</p>
<p>第 46 条 専利復審委員会は専利権の無効宣告の請求に対し、遅滞なく審理して決定を行い、かつ請求人及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効を宣告した決定は、国務院専利行政部門が登録して公告をする。</p> <p>専利復審委員会による専利権の無効宣告又は専利権の維持決定に対して不服の場合、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きにおける相手方当事者に対し、第三者として訴訟への参加を通知しなければならない。</p>	<p>第 46 条 <del>国務院専利行政部門</del><u>専利復審委員会</u>は専利権の無効宣告の請求に対し、遅滞なく審理して決定を行い、かつ請求人及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効を宣告した決定は、国務院専利行政部門が登録して公告をする。</p> <p><del>国務院専利行政部門</del><u>専利復審委員会</u>による専利権の無効宣告又は専利権の維持決定に対して不服の場合、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きにおける相手方当事者に対し、第三者として訴訟への参加を通知しなければならない。</p>
<p>第六章 専利実施の強制許諾</p>	<p>第六章 専利実施の<del>特別</del>許諾</p>
	<p><del>第 48 条</del> <u>国務院専利行政部門、地方人民政府の専利業務を管理する部門は、同級の関連部門と連携して措置を取ることで、専利公共サービスを強化し、専利の実施及び運用を促進しなければならない。</u></p>
<p>第 14 条 国有企業事業単位の発明専利が国の利益又は公共の利益にとって重大な意義を有する場合、国務院関係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は、国務院の許可を経て、許可された範囲における普及、応用を決定し、指定された単位に実施を許諾することができ、実施をする単位が国の規定に従い専利権者に実施料を支払う。</p>	<p>第 <del>49</del><u>44</u>条 国有企業事業単位の発明専利が国の利益又は公共の利益にとって重大な意義を有する場合、国務院関係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は、国務院の許可を経て、許可された範囲における普及、応用を決定し、指定された単位に実施を許諾することができ、実施をする単位が国の規定に従い専利権者に実施料を支払う。</p>
	<p><del>第 50 条</del> <u>専利権者は、国務院専利行政部門に対し、いかなる単位又は個人に対してもその専利の実施を許諾する意思があることを書面により声明し、実施許諾料の支払い方法、基準を明確にした場合は、国務院専利行政部門が公告し、開放許諾を実行</u></p>

	<p><u>する。実用新案、意匠専利について開放許諾声明を提出する場合は、専利権評価報告を提供しなければならない。</u></p> <p><u>専利権者は、開放許諾声明を取り下げる場合、書面によらなければならない、国务院専利行政部門が公告する。開放許諾声明が公告により取り下げられても、それ以前の開放許諾の効力には影響を及ぼさない。</u></p>
	<p><u>第 51 条 いかなる単位又は個人も専利の開放許諾を実施する意思がある場合は、書面により専利権者に通知し、公告された実施許諾料の支払い方法、基準に従って実施許諾料を支払うと、専利の実施許諾を取得したものとする。</u></p> <p><u>開放許諾期間中、専利権者の納付する専利年金について相応の減免を与える。</u></p> <p><u>開放許諾を実行する専利権者は、被許諾者と実施許諾料について協議した後に通常の実施許諾をすることができる。ただし、当該専利について独占又は排他的許諾をしてはならない。</u></p>
	<p><u>第 52 条 当事者が開放許諾の実施について紛争を生じた場合、当事者の協議による解決を図り、協議を望まない又は協議が成立しない場合は、国务院専利行政部門に調停を申し立てることができ、人民法院に訴えを提起することもできる。</u></p>
<p>第 61 条 専利権侵害紛争が新製品の製造方法に関するとき、同様の製品を製造した単位又は個人は、その製品の製造方法が専利方法と異なる方法によることの証明を提供しなければならない。</p> <p>専利権侵害紛争が実用新案専利権又は意匠専利権に関するとき、人民法院又は専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係人に対し、国务院専利行政部門が関連する実用新案又は意匠について検索、分析及び評価後に作成した専利権評価報告を、専利権侵害紛争の審理、処理のための証拠として提出することを求めることができる。</p>	<p>第 <del>61</del> 条 専利権侵害紛争が新製品の製造方法に関するとき、同様の製品を製造した単位又は個人は、その製品の製造方法が専利方法と異なる方法によることの証明を提供しなければならない。</p> <p>専利権侵害紛争が実用新案専利権又は意匠専利権に関するとき、人民法院又は専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係人に対し、国务院専利行政部門が関連する実用新案又は意匠について検索、分析及び評価後に作成した専利権評価報告を、専利権侵害紛争の審理、処理のための証拠として提出することを求めることができる。<u>専利権者、利害関係人又は被疑侵害者は専利権評価報告を自発</u></p>

<p>第 63 条 専利を仮冒した場合、法に依り民事責任を負うほか、専利業務管理部門が是正を命じかつ公告し、違法所得を没収し、併せて違法所得の 4 倍以下の過料に処することができる。違法所得がない場合は 20 万元以下の過料に処することができる。犯罪を構成する場合は、法に依り刑事責任を追究する。</p>	<p><u>的に提出することもできる。</u></p> <p>第 6<del>8</del>条 専利を仮冒した場合、法に依り民事責任を負うほか、<u>専利の執行を担当する専利業務管理</u>部門が是正を命じかつ公告し、違法所得を没収し、<del>併せて</del>違法所得の <u>5.4</u>倍以下の過料に処することができる。違法所得がない場合、<u>又は違法所得が 5 万元以下の場合</u>は <del>250</del>万元以下の過料に処することができる。犯罪を構成する場合は、法に依り刑事責任を追究する。</p>
<p>第 64 条 専利業務管理部門は、すでに取得した証拠に基づいて専利仮冒の疑いがある行為に対して取り締まる際に、関係する当事者を尋問し、違法の疑いのある行為に関連する事情を調査することができる。当事者の被疑違法行為の場所に対して現場検証を実施し、被疑違法行為に関連する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧し、複製することができる。また、被疑違法行為に係る製品を検査し、専利を仮冒する製品であることを証拠により証明した場合は、封印し又は差押えることができる。</p> <p>専利業務管理部門が法に依り前項に規定する職権を行使する場合、当事者は協力し、助力しなければならない。拒否したり、妨害したりしてはならない。</p>	<p>第 6<del>4</del>条 <u>専利の執行を担当する専利業務管理</u>部門は、すでに取得した証拠に基づいて専利仮冒の疑いがある行為に対して取り締まる際に、<u>以下の措置を取る権限を有する。</u></p> <p><u>(一) 関係する当事者を尋問し、被疑違法行為に関連する事情を調査すること</u><del>ができる。</del></p> <p><u>(二) 当事者の被疑違法行為の場所に対して現場検証を実施</u><del>すること</del></p> <p><u>(三) 被疑違法行為に関連する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧し、複製すること</u><del>ができる。また、</del></p> <p><u>(四) 被疑違法行為に係る製品を検査</u><del>すること</del></p> <p><u>(五) 専利を仮冒する製品であることを証拠により証明した場合は、封印し又は差押えること</u><del>ができること。</del></p> <p><u>専利業務管理部門は専利権者又は利害関係人の請求により専利権侵害紛争処理をするとき、前項第(一)号、第(二)号、第(四)号に掲げる措置を取る</u><del>ことができる。</del></p> <p><u>専利の法的執行を担当する部門、</u>専利業務管理部門が法に依り前<del>二</del>項に規定する職権を行使する場合、当事者は協力し、助力しなければならない。拒否したり、妨害したりしてはならない。</p>
	<p>第 70 条 <u>国務院専利行政部門は、専利権者又は利害関係人の請求により、全国で重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争を処理</u><del>することができる。</del></p>

	<p><u>地方人民政府の専利管理業務部門は、専利権者又は利害関係人の請求により、専利権侵害紛争を処理し、本行政領域における同一の専利権侵害事件に対しては併合して処理することができ、領域を跨って同一の専利権侵害事件に対しては、上級の地方人民政府の専利業務を管理する部門による処理を求めることができる。</u></p>
<p>第 65 条 専利権侵害による賠償額は、権利者が専利侵害されたことによって蒙った実際の損害によって算定するものとする。実際の損害を算定することが困難な場合は、侵害者が専利侵害によって得られた利益によって算定することができる。権利者の損害又は侵害者が得られた利益を算定することが困難な場合、当該専利の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に算定する。賠償額には、さらに権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。</p> <p>権利者の損害、侵害者の得られた利益及び専利の実施許諾料を算定することがいずれも困難な場合、人民法院は専利権の種類、専利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上 100 万元以下の賠償と算定することができる。</p>	<p>第 <del>71</del>65 条 専利権侵害による賠償額は、権利者が専利侵害されたことによって蒙った実際の損害又は侵害者の侵害行為によって得られた利益に基づいて算定するものとする。<u>権利者の損害又は侵害者の得られた利益実際の損害をの算定することが困難な場合は、侵害者が専利侵害によって得られた利益によって確定することができる。権利者の損害又は侵害者が得られた利益を確定することが困難な場合、</u>当該専利の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に算定する。<u>故意に専利権を侵害し、情状が重い場合は、上述の方法に基づいて算定した額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を算定することができる。</u></p> <p>権利者の損害、侵害者の得られた利益及び専利の実施許諾料を算定することがいずれも困難な場合、人民法院は専利権の種類、専利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、<del>1</del>3 万元以上 <del>100</del>500 万元以下の賠償と算定することができる。</p> <p><u>賠償額には、さらに権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。</u></p> <p><u>人民法院は、賠償額の算定のために、権利者がすでに挙証に尽力しており、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者が保有されている場合は、侵害者に侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命ずることができ、侵害者が提供せず又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び権利者が提供した証拠を参酌して賠償額を判定することができる。</u></p>



<p>第 66 条 専利権者又は利害関係人が、他人が権利侵害行為を行っている又は行おうとしていることを証拠により証明し、速やかに制止しなければ、その合法的権益が回復し難い損害を蒙るおそれがある場合は、訴えを提起する前に人民法院に関連行為の停止を命ずる措置を取ることを申立てることができる。</p> <p>申立人は申立に際して担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合には、申立を却下する。</p> <p>人民法院は申立を受けてから 48 時間以内に裁定しなければならない。特殊な事情により延長する必要がある場合は 48 時間延長することができる。関連行為の停止を命ずると裁定した場合は直ちに執行しなければならない。当事者が裁定に不服の場合は、一回だけ不服を申立てることができる。不服審査期間中は裁定の執行を停止しない。</p> <p>申立人が、人民法院による関連行為の停止命令の措置を取った日から 15 日以内に訴えを提起しない場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。</p> <p>申立に誤りがあった場合、申立人は関連行為の停止により被申立人が蒙った損害を賠償しなければならない。</p>	<p>第 <del>66</del>72 条 専利権者又は利害関係人が、他人が権利侵害行為を行っている又は行おうとしていること、<u>権利を実現する行為を妨害すること</u>を証拠により証明し、速やかに制止しなければ、その合法的権益が回復し難い損害を蒙るおそれがある場合は、訴えを提起する前に<u>法に依り</u>人民法院に<u>財産保全</u>を取ることを命ずる措置を取ることができる。</p> <p><del>申立人は申立に際して担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合には、申立を却下する。</del></p> <p><del>人民法院は申立を受けてから 48 時間以内に裁定しなければならない。特殊な事情により延長する必要がある場合は 48 時間延長することができる。関連行為の停止を命ずると裁定した場合は直ちに執行しなければならない。当事者が裁定に不服の場合は、一回だけ不服を申立てることができる。不服審査期間中は裁定の執行を停止しない。</del></p> <p><del>申立人が、人民法院による関連行為の停止命令の措置を取った日から 15 日以内に訴えを提起しない場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。</del></p> <p><del>申立に誤りがあった場合、申立人は関連行為の停止により被申立人が蒙った損害を賠償しなければならない。</del></p>
<p>第 67 条 専利権侵害行為の制止のために、証拠が滅失するおそれがあり又はその後取得が困難になる場合、専利権者又は利害関係人は訴えの提起前に人民法院に証拠保全を申立てることができる。</p> <p>人民法院は、保全措置を取る場合、申立人に担保の提供を命ずることができる。申立人が担保を提供しない場合は申立を却下する。</p> <p>人民法院は、申立を受けてから 48 時間以内に裁定しなければならない。保全措置を取ると裁定された場合は直ちに執行しなければならない。</p>	<p>第 <del>67</del>73 条 専利権侵害行為の制止のために、証拠が滅失するおそれがあり又はその後取得が困難になる場合、専利権者又は利害関係人は訴えの提起前に<u>法に依り</u>人民法院に証拠保全を申立てることができる。</p> <p><del>人民法院は、保全措置を取る場合、申立人に担保の提供を命ずることができる。申立人が担保を提供しない場合は申立を却下する。</del></p> <p><del>人民法院は、申立を受けてから 48 時間以内に裁定しなければならない。保全措置を取ると裁定され</del></p>

<p>申立人が人民法院による証拠保全措置を取った日から 15 日以内に訴えを提起しない場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。</p>	<p><del>た場合は直ちに執行しなければならない。</del> <del>申立人が人民法院による証拠保全措置を取った日から 15 日以内に訴えを提起しない場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。</del></p>
<p>第 68 条 専利権侵害訴訟の時効は 2 年とし、専利権者又は利害関係人が権利侵害行為を知った日又は知り得べき日より起算する。</p> <p>発明専利が出願公開されてから専利権が付与されるまでの間に当該発明を使用して、適額の実施料を支払っていない場合、専利権者の実施料の支払いを要求する訴訟の時効は 2 年とし、専利権者は他人がその発明を使用していることを知った日又は知り得べき日より起算する。ただし、専利権者が専利権の付与日前に知った場合又は知り得べきであった場合は、専利権の付与日より起算する。</p>	<p>第 <del>68</del>74 条 専利権侵害訴訟の時効は <del>2</del>3 年とし、専利権者又は利害関係人が権利侵害行為 <u>及び侵害者</u> を知った日又は知り得べき日より起算する。</p> <p>発明専利が出願公開されてから専利権が付与されるまでの間に当該発明を使用して、適額の実施料を支払っていない場合、専利権者の実施料の支払いを要求する訴訟の時効は <del>2</del>3 年とし、専利権者は他人がその発明を使用していることを知った日又は知り得べき日より起算する。ただし、専利権者が専利権の付与日前に知った場合又は知り得べきであった場合は、専利権の付与日より起算する。</p>
<p>第 69 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は専利権の侵害とみなさない。</p> <p>(一) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を経た単位及び個人が販売された後、当該製品を使用し、販売の申出をし、販売し、輸入する場合</p> <p>(二) 専利出願日前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又はすでに製造、使用に必要な準備ができ、かつ原範囲内のみ継続して製造し、使用する場合</p> <p>(三) 中国の領陸、領水、領空を一時的に通過する外国の運輸手段が、その所属国と中国と間に締結した協定又は共に加入している国際条約に基づいて、又は互惠の原則により、運輸手段自体の必要のためにその装置及び設備において関連する専利を使用する場合</p> <p>(四) 専ら科学研究及び実験のために関連する専利を使用する場合</p> <p>(五) 行政の許認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療器械を製造し、使用し、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は</p>	<p>第 <del>69</del>75 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は専利権の侵害とみなさない。</p> <p>(一) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を経た単位及び個人が販売された後、当該製品を使用し、販売の申出をし、販売し、輸入する場合</p> <p>(二) 専利出願日前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又はすでに製造、使用に必要な準備ができ、かつ原範囲内のみ継続して製造し、使用する場合</p> <p>(三) 中国の領陸、領水、領空を一時的に通過する外国の運輸手段が、その所属国と中国と間に締結した協定又は共に加入している国際条約に基づいて、又は互惠の原則により、運輸手段自体の必要のためにその装置及び設備において関連する専利を使用する場合</p> <p>(四) 専ら科学研究及び実験のために関連する専利を使用する場合</p> <p>(五) 行政の許認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療器械を製造し、使用し、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は</p>

<p>専利医療器械を製造し、輸入する場合</p>	<p>専利医療器械を製造し、輸入する場合。</p>
	<p><u>第 76 条 医薬品の上市の評価及び認可の審査の過程で、医薬上市許可申請人が、関連の専利権者又は利害関係人と、登録の申請に係る医薬品に関連する専利権により紛争を生じた場合、関連の当事者は人民法院に訴えを提起し、登録の申請に係る医薬品に関連する技術方案が他人の医薬品専利権の保護範囲に属するか否かについて判決を求めることができる。國務院藥品監督管理部門は、所定の期間内に、人民法院による発効裁判に基づいて関連の医薬品の上市の許可を一旦停止させるか否かを決定することができる。</u></p> <p><u>医薬上市許可申請人と関連の専利権者又は利害関係人は、登録の申請に係る医薬品関連専利権紛争について、國務院専利行政部門に行政裁決を求めることもできる。</u></p> <p><u>國務院藥品監督管理部門は、國務院専利行政部門と連携して、医薬品の上市の認可の審査と医薬品の上市許可申請段階における専利紛争解決との具体的なつなぎ合わせ方法を制定し、國務院の同意を得て実施する。</u></p>
<p>第 72 条 発明者又は設計者の非職務発明創造に係る専利出願権及びこの法律が規定するその他の権益を侵害、侵奪した場合、所属単位又は上級の主管機関が行政処分を行う。</p>	<p><u>削除</u></p>
<p>第 73 条 専利業務管理部門は、社会向けに専利製品の推薦等の経営活動に関与してはならない。</p> <p>専利業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級部門又は監察部門が是正、影響の排除を命じ、違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接的な主管責任者及びその他の直接責任者に対し、法に依り行政処分を行う。</p>	<p>第 <del>73</del><u>78</u> 条 専利業務管理部門は、社会向けに専利製品の推薦等の経営活動に関与してはならない。</p> <p>専利業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級部門又は監察部門が是正、影響の排除を命じ、違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接的な主管責任者及びその他の直接責任者に対し、法に依り<del>行政</del>処分を行う。</p>
<p>第 74 条 専利管理業務に従事する国家機関の職員及びその他関連する国家機関の職員が、職責を怠り、職権を濫用し、私利のために不正行為を行い、犯罪を構成する場合、法に依り刑事責任を追及す</p>	<p>第 <del>74</del><u>79</u> 条 専利管理業務に従事する国家機関の職員及びその他関連する国家機関の職員が、職責を怠り、職権を濫用し、私利のために不正行為を行い、犯罪を構成する場合、法に依り刑事責任を追及</p>

<p>る。犯罪を構成するまで行かない場合、法に依り行政処分を行う。</p>	<p>する。犯罪を構成するまで行かない場合、法に依り<del>行政</del>処分を行う。</p>
---------------------------------------	---